

春日部市市民活動センター条例の一部を改正する条例

春日部市市民活動センター条例（平成22年条例第38号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は項の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条又は項を当該改正後の欄の条又は項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は号に対応する改正後の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(使用時間)</p> <p><u>第9条</u> センターの使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(休所日)</p> <p><u>第10条</u> センターの休所日は、<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(入所の制限)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(原状回復義務)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">(開所時間)</p> <p>第9条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、午後10時まで延長することができる。</p> <p style="text-align: center;">(施設の使用時間)</p> <p><u>第10条</u> センターの使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。</p> <p style="text-align: center;">(休所日)</p> <p><u>第11条</u> センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。）に当たるときは、その日を開所し、その日の直後の平日を休所日とする。</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p style="text-align: center;">(入所の制限)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(原状回復義務)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>

(使用料の減免)	(使用料の減免)
第15条 (略)	第16条 (略)
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第16条 (略)	第17条 (略)
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第17条 (略)	第18条 (略)
(指定管理者の指定の手続)	(指定管理者の指定の手続)
第18条 (略)	第19条 (略)
(指定の制限)	(指定の制限)
第19条 (略)	第20条 (略)
(欠格事項)	(欠格事項)
第20条 (略)	第21条 (略)
(指定管理者の業務)	(指定管理者の業務)
第21条	第22条
2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条、 第6条及び第8条から第10条 までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。	2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条、 第6条、第8条、第9条及び第11条 の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
(管理の基準等)	(管理の基準等)
第22条 (略)	第23条 (略)
(事業報告書の作成及び提出)	(事業報告書の作成及び提出)
第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において 第25条 第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。	第24条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において 第26条 第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
(事業報告の聴取等)	(事業報告の聴取等)
第24条 (略)	第25条 (略)
(指定の取消し等)	(指定の取消し等)
第25条	第26条
(2) 第18条 第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。	(2) 第19条 第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
(3) 第19条 各号の指定の制限及び 第20条 第1項各号の欠格事項に該当したとき。	(3) 第20条 各号の指定の制限及び 第21条 第1項各号の欠格事項に該当したとき。
(4) 第22条 各号に掲げる基準を遵守しないとき。	(4) 第23条 各号に掲げる基準を遵守しないとき。
(指定管理者による施設の原状回復義務)	(指定管理者による施設の原状回復義務)
第26条 (略)	第27条 (略)
(損害賠償義務)	(損害賠償義務)
第27条 (略)	第28条 (略)

<p>(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)</p>	<p>(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>第29条 (略)</p>
<p>(利用料金の納付等)</p>	<p>(利用料金の納付等)</p>
<p>第29条 第14条の規定にかかわらず、第17条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。</p>	<p>第30条 第15条の規定にかかわらず、第18条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第30条 (略)</p>	<p>第31条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(経過措置)</p>	<p></p>
<p>2 指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前にこの条例の規定により市長がした使用の許可その他の処分（同日以後の使用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、この条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした使用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p>	<p></p>
<p>(春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)</p>	<p>(春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>別表 (第14条、第28条関係)</p>	<p>別表 (第15条、第29条関係)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。